

議案第 32 号

専決処分の承認を求めることについて

下記の事件について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、議会の承認を求める。

令和 2 年 6 月 5 日提出

飯能市長 大久保 勝

記

- 1 飯能市税条例等の一部を改正する条例

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和2年3月31日

飯能市長 大久保 勝

記

- 1 飯能市税条例等の一部を改正する条例

飯能市税条例等の一部を改正する条例

(飯能市税条例の一部改正)

第1条 飯能市税条例（昭和25年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第29条の3の2の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第29条の3の3の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第33条の7第2項中「第66条の7第4項及び第10項」を「第66条の7第5項及び第11項」に改める。

第37条第2項中「登録されている」を「登録がされている」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「これを」を削り、同条第5項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「登録されている」を「登録がされている」に改め、同条第6項中「第10条の2の12」を「第10条の2の15」に改める。

第46条第9項及び第10項中「第349条の3第12項」を「第349条の3第11項」に改める。

第46条の2の見出し及び同条第1項中「第349条の3第28項」を「第349条の3第27項」に改め、同条第2項中「第349条の3第29項」を「第349条の3第28項」に改め、同条第3項中「第349条の3第30項」を「第349条の3第29項」に改める。

第83条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項（法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。）」に、「第16条の2の3」を「第16条の2の3第2項」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同条第1項第1号又は第2号に掲げる製造たば

この売渡し又は消費等について、第85条第1項又は第2項の規定による申告書に前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

第85条第1項中「第83条第2項」を「第83条第3項」に改める。

附則第4条第1項中「平成33年度」を「令和6年度」に改める。

附則第6条の2第2項を削り、同条第3項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第5号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第26項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「附則第15条第30項第1号」を「附則第15条第27項第1号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第15条第30項第2号」を「附則第15条第27項第2号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「附則第15条第30項第3号」を「附則第15条第27項第3号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「附則第15条第31項第1号」を「附則第15条第28項第1号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「附則第15条第31項第2号」を「附則第15条第28項第2号」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第30項第1号イ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「附則第15条第33項第1号ロ」を「附則第15条第30項第1号ロ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を削り、同条第15項中「附則第15条第33項第1号ニ」を「附則第15条第30項第1号ハ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第16項中「附則第15条第33項第1号ホ」を「附則第15条第30項第1号ニ」に改め、同項を同条第14項とし、同条第17項中「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第30項第2号イ」に改め、同項を同条第15項とし、同条第18項中「附則第15条第33項第2号ロ」を「附則第15条第30項第2号ロ」に改め、同項を同条第16項とし、同条第19項中「附則第15条第33項第3号イ」を「附則第15条第30項

第3号イ」に改め、同項を同条第17項とし、同条第20項中「附則第15条第33項第3号ロ」を「附則第15条第30項第3号ロ」に改め、同項を同条第18項とし、同条第21項中「附則第15条第33項第3号ハ」を「附則第15条第30項第3号ハ」に改め、同項を同条第19項とし、同条第22項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第20項とし、同条第23項を削り、同条第24項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同項を同条第21項とし、同条第25項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第22項とし、同条第26項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第23項とし、同条第27項を同条第24項とする。

附則第13条の2第1項及び第2項中「平成32年度」を「令和5年度」に改める。

(飯能市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 飯能市税条例等の一部を改正する条例（令和元年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中飯能市税条例第17条第1項第2号の改正規定を削る。

附則第1条第3号を次のように改める。

(3) 削除

附則第1条第4号中「（前号に掲げる改正規定を除く。）」を削る。

附則第3条を次のように改める。

第3条 削除

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の飯能市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第29条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。

3 新条例第29条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する新条例第29条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項及び第4項において「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

飯能市税条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
<p>（個人の市民税に係る給与所得者の <u>扶養親族申告書</u>）</p> <p>第29条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>2～5 省略</p>	<p>（個人の市民税に係る給与所得者の <u>扶養親族等申告書</u>）</p> <p>第29条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3) <u>当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨</u></p> <p>(4) 省略</p> <p>2～5 省略</p>
<p>（個人の市民税に係る公的年金等受給者の <u>扶養親族申告書</u>）</p> <p>第29条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受け</p>	<p>（個人の市民税に係る公的年金等受給者の <u>扶養親族等申告書</u>）</p> <p>第29条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受け</p>

る者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)～(2) 省略

(3) 省略

2～5 省略

（法人の市民税の申告納付）

第33条の7 省略

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控

る者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)～(2) 省略

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

(4) 省略

2～5 省略

（法人の市民税の申告納付）

第33条の7 省略

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控

除する。

3～17 省略

(固定資産税の納税義務者)

第37条 省略

2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第3項の専有部分の属する家屋（同法第4条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。）については、当該家屋に係る同法第2条第2項の区分所有者（以下「区分所有者」という。）とする。以下固定資産税について同様とする。）として登記又は登録がされている者をいう。この場合において所有者として登記又は登録がされている個人が賦課期日前に死亡しているとき若しくは所有者として登記又は登録がされている法人が同日前に消滅しているとき又は所有者として登記されている法第348条第1項の者が、同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいう。

3 省略

4 固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の理由により不明である場合にはその使用者を所有者とみなし、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課する。

5 土地区画整理法（昭和29年法律

除する。

3～17 省略

(固定資産税の納税義務者)

第37条 省略

2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第3項の専有部分の属する家屋（同法第4条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。）については、当該家屋に係る同法第2条第2項の区分所有者（以下「区分所有者」という。）とする。以下固定資産税について同様とする。）として登記又は登録がされている者をいう。この場合において所有者として登記又は登録がされている個人が賦課期日前に死亡しているとき若しくは所有者として登記又は登録がされている法人が同日前に消滅しているとき又は所有者として登記されている法第348条第1項の者が、同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいう。

3 省略

4 固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の理由によって不明である場合にはその使用者を所有者とみなし、これを固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課する。

5 土地区画整理法（昭和29年法律

第119号)による土地区画整理事業(農住組合法(昭和55年法律第86号)第8条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される農住組合法第7条第1項第1号の事業及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和50年法律第67号)による住宅街区整備事業を含む。以下この項において同じ。)又は土地改良法(昭和24年法律第195号)による土地改良事業の施行に係る土地については、法令若しくは規程等の定めるところにより仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができる土地(以下この項において「仮換地等」と総称する。)の指定があった場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2(農住組合法第8条第1項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第83条において準用する場合を含む。)の規定により管理する土地で、当該施行者以外の者が仮に使

第119号)による土地区画整理事業(農住組合法(昭和55年法律第86号)第8条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される農住組合法第7条第1項第1号の事業及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和50年法律第67号)による住宅街区整備事業を含む。以下この項において同じ。)又は土地改良法(昭和24年法律第195号)による土地改良事業の施行に係る土地については、法令若しくは規程等の定めるところによって仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができる土地(以下この項において「仮換地等」と総称する。)の指定があった場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2(農住組合法第8条第1項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第83条において準用する場合を含む。)の規定によって管理する土地で、当該施行者以外の者が仮

用するもの（以下この項において「仮使用地」という。）がある場合には、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することができることになった日から換地処分の公告がある日又は換地計画の認可の公告がある日までの間は、仮換地等にあつては、当該仮換地等に対応する従前の土地について登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている者をもって、仮使用地にあつては、土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の所有者をもって、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第1項の所有者とみなし、換地処分の公告があつた日又は換地計画の認可の公告があつた日から換地又は保留地を取得した者が登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもって当該換地又は保留地に係る同項の所有者とみなす。

- 6 家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の15で定めるものを含む。）であつて、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなったもの（以下この項において「特定附帯設備」という。）については、当該取り付けた者の事業の用に供することがで

に使用するもの（以下この項において「仮使用地」という。）がある場合には、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することができることになった日から換地処分の公告がある日又は換地計画の認可の公告がある日までの間は、仮換地等にあつては、当該仮換地等に対応する従前の土地について登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者をもって、仮使用地にあつては、土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の所有者をもって、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第1項の所有者とみなし、換地処分の公告があつた日又は換地計画の認可の公告があつた日から換地又は保留地を取得した者が登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもって当該換地又は保留地に係る同項の所有者とみなす。

- 6 家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の12で定めるものを含む。）であつて、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなったもの（以下この項において「特定附帯設備」という。）については、当該取り付けた者の事業の用に供することがで

きる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。

(固定資産税の課税標準)

第46条 省略

2～8 省略

9 住宅用地（法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地をいう。以下この条及び第60条において同じ。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び法第349条の3第11項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。

10 小規模住宅用地（法第349条の3の2第2項に規定する小規模住宅用地をいう。以下この項において同じ。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び前項並びに法第349条の3第11項の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の6分の1の額とする。

(法第349条の3第27項等の条例で定める割合)

第46条の2 法第349条の3第27項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

2 法第349条の3第28項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

きる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。

(固定資産税の課税標準)

第46条 省略

2～8 省略

9 住宅用地（法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地をいう。以下この条及び第60条において同じ。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び法第349条の3第12項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。

10 小規模住宅用地（法第349条の3の2第2項に規定する小規模住宅用地をいう。以下この項において同じ。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び前項並びに法第349条の3第12項の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の6分の1の額とする。

(法第349条の3第28項等の条例で定める割合)

第46条の2 法第349条の3第28項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

2 法第349条の3第29項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

3 法第349条の3第29項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

(たばこ税の課税免除)

第83条 省略

2 前項(法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。)の規定は、卸売販売業者等が、同条第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第85条第1項又は第2項の規定による申告書に前項(法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。)の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

3 第1項(法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。)の規定は、卸売販売業者等が市長に施行規則第16条の2の3第2項に規定する書類を提出している場合に限り、適用する。

4 省略

(たばこ税の申告納付の手続)

第85条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたば

3 法第349条の3第30項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

(たばこ税の課税免除)

第83条 省略

2 前項の規定は、卸売販売業者等が市長に施行規則第16条の2の3に規定する書類を提出しない場合には、適用しない。

3 省略

(たばこ税の申告納付の手続)

第85条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたば

こ税額、第83条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第83条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2～5 省略

附 則

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第4条 昭和57年度から令和6年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第29条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第29条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関す

こ税額、第83条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第83条第2項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2～5 省略

附 則

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第4条 昭和57年度から平成33年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第29条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第29条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関

る事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2～3 省略

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第6条の2 省略

2 法附則第15条第2項第5号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

3 省略

4 省略

5 法附則第15条第26項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

6 法附則第15条第27項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

7 法附則第15条第27項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

8 法附則第15条第27項第3号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

9 法附則第15条第28項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

10 法附則第15条第28項第2号に規定する条例で定める割合は、2

する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2～3 省略

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第6条の2 省略

2 法附則第15条第2項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

3 法附則第15条第2項第6号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

4 省略

5 省略

6 法附則第15条第29項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

7 法附則第15条第30項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

8 法附則第15条第30項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

9 法附則第15条第30項第3号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

10 法附則第15条第31項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

11 法附則第15条第31項第2号に規定する条例で定める割合は、2

分の1とする。	分の1とする。
<u>1 1 法附則第15条第30項第1号</u> イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	<u>1 2 法附則第15条第33項第1号</u> イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
<u>1 2 法附則第15条第30項第1号</u> ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	<u>1 3 法附則第15条第33項第1号</u> ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
<u>1 3 法附則第15条第30項第1号</u> ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	<u>1 4 法附則第15条第33項第1号</u> ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
<u>1 4 法附則第15条第30項第1号</u> ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	<u>1 5 法附則第15条第33項第1号</u> ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
<u>1 5 法附則第15条第30項第2号</u> イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。	<u>1 6 法附則第15条第33項第1号</u> ホに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
<u>1 6 法附則第15条第30項第2号</u> ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。	<u>1 7 法附則第15条第33項第2号</u> イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
<u>1 7 法附則第15条第30項第3号</u> イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。	<u>1 8 法附則第15条第33項第2号</u> ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
<u>1 8 法附則第15条第30項第3号</u> ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。	<u>1 9 法附則第15条第33項第3号</u> イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
	<u>2 0 法附則第15条第33項第3号</u> ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

定する条例で定める割合は、2分の1とする。

19 法附則第15条第30項第3号

ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

20 法附則第15条第34項に規定

する条例で定める割合は、3分の2とする。

21 法附則第15条第38項に規定

する条例で定める割合は、3分の1とする。

22 法附則第15条第39項に規定

する条例で定める割合は、3分の2とする。

23 法附則第15条第41項に規定

する条例で定める割合は、0とする。

24 省略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第13条の2 昭和63年度から令和

5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第

定する条例で定める割合は、2分の1とする。

21 法附則第15条第33項第3号

ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

22 法附則第15条第38項に規定

する条例で定める割合は、3分の2とする。

23 法附則第15条第40項に規定

する条例で定める割合は、5分の4とする。

24 法附則第15条第44項に規定

する条例で定める割合は、3分の1とする。

25 法附則第15条第45項に規定

する条例で定める割合は、3分の2とする。

26 法附則第15条第47項に規定

する条例で定める割合は、0とする。

27 省略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第13条の2 昭和63年度から平成

32年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第

34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)～(2) 省略

2 前項の規定は、昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 省略

34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)～(2) 省略

2 前項の規定は、昭和63年度から平成32年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 省略

飯能市税条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第2条関係）

改正後	改正前
<p>第2条 飯能市税条例の一部を次のように改正する。</p> <p>省略</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p><u>(3) 削除</u></p> <p>(4) 第2条及び附則第5条の規定 令和3年4月1日</p> <p><u>第3条 削除</u></p>	<p>第2条 飯能市税条例の一部を次のように改正する。</p> <p><u>第17条第1項第2号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。</u></p> <p>省略</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p><u>(3) 第2条中飯能市税条例第17条の改正規定及び附則第3条の規定 令和3年1月1日</u></p> <p>(4) 第2条 <u>(前号に掲げる改正規定を除く。)</u> 及び附則第5条の規定 令和3年4月1日</p> <p><u>第3条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の飯能市税条例第17条第1項(第2号に係る部分に限る。)</u>の規定は、<u>令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</u></p>

7 平成三十年四月一日前に開始した事業年度において生じた四年新法第三百二十一条の八第三項に規定する通算適用前欠損金額に係る同項及び同条第五項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三項	前十年以内	前九年以内
第五項	前十年以内	前九年以内
	前十年内事業年度	前九年内事業年度

8 平成三十年四月一日前に開始した事業年度において生じた四年新法第三百二十一条の八第七項に規定する合併等前欠損金額に係る同項及び同条第八項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七項	前十年以内	前九年以内
第八項	前十年以内	前九年以内
	前十年内事業年度	前九年内事業年度

(固定資産税に関する経過措置)

第十四条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、令和二年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新法第三百四十三条第四項の規定は、令和三年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和二年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 新法第三百四十三条第五項の規定は、令和三年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 施行日前に新たに建設された旧法第三百四十九条の三第一項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 施行日前に取得された旧法第三百四十九条の三第四項に規定する機械及び装置に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 新法第三百八十四条の三の規定は、同条の条例の施行の日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

7 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第三十六号）の施行の日から令和二年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第一項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

8 平成三十年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第二項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

9 平成二十六年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第六項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

10 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第三十六号）の施行の日から令和二年三月三十一日までの間に新たに製造された旧法附則第十五条第十七項に規定する車両に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

11 平成十六年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第二十一項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

12 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成二十年法律第四十五号）の施行の日から令和二年三月三十一日までの間に新設された旧法附則第十五条第二十六項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

13 港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から令和二年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第二十八項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

14 平成三十年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第三十三項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

15 平成二十六年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第三十七項に規定する基幹放送設備若しくは特定地上基幹放送局等設備又は基幹放送局設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

16 平成二十六年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第三十九項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

17 平成二十八年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第四十項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

18 施行日から附則第一条第七号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新法附則第十七条の二第二項から附則第十五条第十三項、第二十一項、第二十四項、第三十七項及び第四十八項まで、第四十二項から第四十四項まで、第四十七項及び第四十八項、第四十九項及び第五十項並びに第十五条の三の項の規定の適用については、これらの規定中、「第四十七項及び第四十八項」とあるのは、「及び第四十七項」とする。

第十五条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の前日に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市町村たばこ税については、なお従前の例による。

第十六条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の前日に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市町村たばこ税については、なお従前の例による。

第十七条 附則第一条第十号に掲げる規定による改正後の地方税法第七百一条の三十四第二項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の事業に対して課すべき事業所税について適用する。

(都市計画税に関する経過措置)
第十八条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中都市計画税に関する部分は、令和二年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和元年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第三十六号）の施行の日から令和二年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第一項に規定する施設又は設備に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

3 平成十六年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第二十一項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

4 港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から令和二年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第二十八項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

5 平成二十八年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第四十項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)
第八条 新法の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(道府県たばこ税に関する経過措置)
第九条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る道府県たばこ税については、なお従前の例による。

第十条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る道府県たばこ税については、なお従前の例による。
(ゴルフ場利用税に関する経過措置)
第十一条 新法第七十五条の三(第一号に係る部分に限る。)及び新法附則第十二条の二の規定は、施行日以後のゴルフ場の利用に対して課すべきゴルフ場利用税について適用し、施行日前のゴルフ場の利用に対して課するゴルフ場利用税については、なお従前の例による。

(市町村民税に関する経過措置)
第十二条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の市町村民税に関する部分は、令和二年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、令和元年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 新法第二百九十二条第一項(第十一号及び第十二号に係る部分に限る。)、第二百九十五条第一項(第二号に係る部分に限る。)、第三百四十四条の二、第三百四十四条の六(第一号に係る部分に限る。)、及び第三百四十七条の二第一項並びに附則第四条第十三項(第一号に係る部分に限る。)、附則第四条の二第十三項(第一号に係る部分に限る。)、附則第十三条の二第七項(第一号に係る部分に限る。)、附則第十三条の三第七項(第一号に係る部分に限る。)、附則第三十三条の二第七項(第一号に係る部分に限る。)、附則第三十三条の三第七項(第一号に係る部分に限る。)、附則第三十四条第六項(第一号に係る部分に限る。)、附則第三十五条第八項(第一号に係る部分に限る。)、附則第三十五条の二第八項(第一号に係る部分に限る。)、及び附則第三十五条の四第五項(第一号に係る部分に限る。)、附則第三十五条の二第八項(第一号に係る部分に限る。)、及び附則第三十五条の四第五項(第一号に係る部分に限る。)、の規定は、令和三年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、令和二年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

3 令和三年度分の個人の市町村民税に係る申告書の提出に係る新法第三百七十七条の二第一項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは「地震保険料控除額、ひとり親控除額(地方税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第五号)第一条の規定による改正前の地方税法(以下この項において「旧地方税法」という。))第二百九十二条第一項第一号に規定する寡婦(旧地方税法第三百四十四条の二第三項の規定に該当するものに限る。)、又は旧地方税法第二百九十二条第一項第十二号に規定する寡夫である第二百九十四条第一項第一号に掲げる者に係るものを除く。」「と、同法」とあるのは「所得税法」とする。

4 新法第三百七十七条の三の二第一項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第二項に規定する申告書について適用する。

5 新法第三百七十七条の三の三第一項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法第二百三十三条の六第一項に規定する公的年金等(同法第二百三十三条の七の規定の適用を受けるものを除く。))について提出する新法第三百七十七条の三の三第一項に規定する申告書について適用する。

6 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の市町村民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の市町村民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の市町村民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の市町村民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

7 所得税法等改正法附則第八十四条の規定によりなお従前の例によることとされる旧租税特別措置法第四十二条の十二の六第一項に規定する革新的情報産業活用設備について同条第二項の規定を適用する場合における旧法第二百九十二条第一項第四号(旧租税特別措置法第四十二条の十二の六の規定に係る部分に限る。以下この項において同じ。))及び附則第八十五条第十五項(旧法第二百九十二条第一項第四号の規定に係る部分に限る。))の規定の適用については、なお従前の例による。

8 所得税法等改正法附則第九十八条の規定によりなお従前の例によることとされる旧租税特別措置法第六十八条の十五の七第一項に規定する革新的情報産業活用設備について同条第二項の規定を適用する場合における旧法第二百九十二条第一項第四号の三(旧租税特別措置法第六十八条の十五の七の規定に係る部分に限る。以下この項において同じ。))及び附則第八十六条第十六項(旧法第二百九十二条第一項第四号の三の規定に係る部分に限る。))の規定の適用については、なお従前の例による。

9 新法第二百九十二条第一項第四号(新租税特別措置法第四十二条の十二の五の二の規定に係る部分に限る。以下この項において同じ。))及び附則第八十五条第十五項(新法第二百九十二条第一項第四号の規定に係る部分に限る。))の規定は、附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の市町村民税について適用する。

10 新法第二百九十二条第一項第四号の三(新租税特別措置法第六十八条の十五の六の二の規定に係る部分に限る。以下この項において同じ。))及び附則第八十六条第十六項(新法第二百九十二条第一項第四号の三の規定に係る部分に限る。))の規定は、附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日以後に終了する連結事業年度分の法人の市町村民税について適用する。

11 新法附則第八号の二の二第七項及び第九項の規定(同条第一項に規定する特定寄附金に係る部分に限る。))は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の市町村民税及び施行日以後に終了する連結事業年度分の法人の市町村民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の市町村民税及び施行日前に終了した連結事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

12 新法附則第一条第六号に掲げる規定による改正後の地方税法の規定中個人の市町村民税に関する部分は、令和六年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、令和五年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

13 別段の定めがあるものを除き、四年新法の規定中法人の市町村民税に関する部分は、五号施行日以後に開始する事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が五号施行日前に開始した事業年度を除く。第四項から第六項までにおいて「五号施行日以後事業年度」という。))分の法人の市町村民税について適用する。

14 別段の定めがあるものを除き、五号施行日前に開始した事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が五号施行日前に開始した事業年度を含む。))分の法人の市町村民税及び五号施行日前に開始した連結事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が五号施行日前に開始した連結事業年度を含む。))分の法人の市町村民税については、四年旧法の規定中法人の市町村民税に関する部分は、なおその効力を有する。

15 四年新法第三百二十一一条の八第三項、第五項及び第六項の規定は、前項の規定によりなおその効力を有するものとされた四年旧法第三百二十一一条の八第六項に規定する控除対象個別帰属調整額の五号施行日以後事業年度における控除について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

16 四年新法第三百二十一一条の八第三項、第五項及び第六項の規定は、第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた四年旧法第三百二十一一条の八第九項に規定する控除対象個別帰属調整額の五号施行日以後事業年度における控除について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

17 四年新法第三百二十一一条の八第二十六項、第二十八項及び第二十九項の規定は、第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた四年旧法第三百二十一一条の八第十五項に規定する控除対象個別帰属調整額の五号施行日以後事業年度における控除について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

18 四年新法第三百二十一一条の八第二十六項、第二十八項及び第二十九項の規定は、第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた四年旧法第三百二十一一条の八第十五項に規定する控除対象個別帰属調整額の五号施行日以後事業年度における控除について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

附則第四条中「平成三十二年二月」を「令和二年二月」に、「平成三十二年一月」を「令和二年一月」に改める。

附則第五及第六条中「平成三十二年二月」を「令和二年二月」に、「平成三十一年十一月」を「令和元年十一月」に改め、同条第二項中「平成三十二年二月」を「令和二年二月」に改める。
附則第十四条第一項中「平成三十二年度分」を「令和二年度分」に、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第二項中「平成三十二年度分」を「令和二年度分」に、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、平成二十九年度分、平成三十年度分及び令和元年度分に係る同条の規定の適用については、同条中「当該年度以後三年度以内の年度分の基準税額等」とあるのは、当該年度以後三年度以内の年度分の基準税額等（令和二年度以降の年度分においては特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）附則第十三条による改正後の第十四条第三項の表の中欄に掲げる収入の項目のうち、特別法人事業譲与税に係る同表の基準税額等を含む。）とする。

附則第十四条第三項中「平成三十二年度分」を「令和二年度分」に改める。

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方税法第七十四条の四第二項にただし書を加える改正規定及び同法第四百六十七條第二項にただし書を加える改正規定並びに附則第九條及び第十五條の規定 令和二年十月一日

二 第一条中地方税法の目次の改正規定、同法第二十三條第一項第一号及び第二十二條、第二十四條の五第一項第二号、第二十七條第二項、第三十四條、第三十七條第一号イの表、第四十一條第二項、第四十五條の二第一項、第五十條、第七十一條から第七十七條の四まで、第七十一條の二から第七十一條の二五まで、第七十一條の四十三から第七十一條の四十六まで、第七十一條の六十三から第七十一條の六十六まで、第七十二條の五十及び第七十二條の七十一から第七十二條の七十五までの改正規定、同法第二章第四節第四款第七十三條の三十八の次に一條を加える改正規定、同章第五節第三款中第七十四條の二十九の次に一條を加える改正規定、同法第七十七條から第七十七條の五までの改正規定、同法第四百八十五條の六から第四百八十五條の十二まで、第五百四十四條から第五百五十條まで及び第六百六十六條から第六百二十條までの改正規定、同法第六百九十七條の次に一條を加える改正規定、同法第七百零六條の六十八の次に一條を加える改正規定、同法第七百零七條の二十一から第七百零七條の二十九まで、第七百零七條の六十八から第七百零七條の七十一まで及び第七百零七條の八十八の次に一條を加える改正規定並びに同法第七百三十三條の次に一條を加える改正規定、同法第七百三十三條の二十六の次に一條を加える改正規定並びに同法第七百四十五條第二項の改正規定並びに同法附則第三條の二、第四條第七項第一号及び第十三項第一号並びに第四條の二第七項第一号及び第十三項第一号の改正規定、同法附則第四條の四第一項及び第三項の改正規定（同条第七項）を「同条第六項」に改める部分に限る。）並びに同法附則第三十三條の二第三項第一号及び第七項第一号、第三十三條の三第三項第一号及び第七項第一号、第三十四條第三項第一号及び第六項第一号、第三十五條第四項第一号及び第八項第一号、第三十五條の二第

四項第一号及び第八項第一号並びに第三十五條の四第二項第一号及び第五項第一号の改正規定、第五條の規定並びに第七條中特別法人事業譲与税及び特別法人事業譲与税に関する法律第二十七條の次に一條を加える改正規定並びに附則第三條、第四條第二項及び第三項、第十二條第二項及び第三項、第二十七條（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第四十四号）第八條、第十二條第四項、第十六條第一項及び第三十四條第三項及び第七十一條の改正規定に限る。）、第二十八條第一項から第四項まで、第二十九條並びに第三十條の規定 令和三年一月一日
三 第二条中地方税法附則第三十五條の三の二の改正規定 令和三年四月一日
四 第二条中地方税法第七十四条の四第二項ただし書及び第四百六十七條第二項ただし書の改正規定並びに附則第十條及び第十六條の規定 令和三年十月一日
五 第二条（前二号、次号及び第十号に掲げる改正規定を除く。）の規定及び第七條中特別法人事業譲与税及び特別法人事業譲与税に関する法律第十四條第一項の改正規定並びに附則第五條第二項から第八項まで、第七條、第十三條第二項から第八項まで、第二十七條（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十八條から第四十條までの改正規定に限る。）、第二十八條第五項から第七項まで及び第三十一條の規定 令和四年四月一日
六 第二条中地方税法第三十四條第一項第一号及び第三百十四條の二第一項第一号の改正規定並びに附則第五條第一項及び第十三條第一項の規定（第九百九條の六第二項第一号）を「第九百九條の十五第二項第一号」に、「第九百九條の八」を「第九百九條の十七」に、「第九百九條の六第一項」を「第九百九條の十五第一項」に、「同条第十項」を「同条第十五項」に、「第四十六條第十七項」を「第四十六條第二十六項」に改める部分に限る。）、同法附則第十五條第四十八項の改正規定（第九百九條の二第六項）を「第九百九條の四第三項」に、「第九百九條の二第二項」を「第九百九條の四第一項」に、「第八十一條第八項」を「第八十一條第十項」に改める部分に限る。及び同条に五項を加える改正規定（同条第四十八項に係る部分に限る。）、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和二年法律第 号）の施行の日
八 第一条中地方税法第二十三條第一項第四号の改正規定（第四十二條の十二の六）を「第四十二條の十二の五の二」に改める部分に限る。）、同項第四号の三の改正規定、同法第二百九十二條第一項第四号の改正規定（第四十二條の十二の六）を「第四十二條の十二の五の二」に改める部分に限る。）、及び同項第四号の三の改正規定並びに同法附則第八條第十五項及び第十六項の改正規定並びに同法附則第十五條に五項を加える改正規定（同条第四十九項に係る部分に限る。）並びに附則第四條第七項から第十項まで及び第十二條第七項から第十項までの規定 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第 号）の施行の日
九 第一条中地方税法附則第三十四條第一項及び第四項、第三十四條の二第三項及び第六項、第三十六條第一項並びに第四十四條の二の改正規定 土地基本法等の一部を改正する法律（令和二年法律第 号）附則第一項第一号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の一月一日
十 第二条中地方税法第二十四條第五項、第七十二條の五第五項第一号、第二百九十四條第七項及び第七百零七條の三十四條の二の改正規定並びに附則第十七條の規定 マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第 号）の施行の日
（更正、決定等の期間制限及び消滅時効に関する経過措置）
第二条 第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）第十七條の五第六項の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に地方税法第十七條の五第一項に規定する法定納期限が到来する不申告加算金について適用する。
2 新法第十八條第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に地方税法第十七條の五第一項に規定する法定納期限が到来する不申告加算金について適用する。

まで及び第四十項(同条第四十一項(同条第四十二項)に「及び同条第三十一項」を「及び同条第四十二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第八項中「同条第二十二項若しくは第二十三項」を「同条第三十四項若しくは第三十五項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第九項から第十一項までを削り、同条第十二項中「第七項又は第九項の規定」を「第四項の規定」に、「第三百二十一条の八第三十二項」を「第三百二十一条の八第四十三項」に、附則第八條の二の二第七項又は第九項」を「附則第八條の二の二第四項」に、「第二十四項及び第二十五項」を「第三十六項及び第三十七項」に、「同条第七項及び第九項」を「同項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第十三項中「又は連結親法人若しくは連結子法人」を削り、「附則第八條の二の二第七項から第十二項まで」を「附則第八條の二の二第四項から第六項まで」に、「第三百二十一条の八第二十六項」を「第三百二十一条の八第三十八項」に、「第五十三條第二十六項」を「第五十三條第三十八項」に、「附則第八條の二の二第七項及び第九項」を「附則第八條の二の二第四項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十四項を同条第八項とする。

附則第九條第一項及び第二項中「又は同条第十七号の二に規定する連結個別資本金額の額」を削り、同条第七項第一号中「同項ただし書」を「同項」に、「期間」を「中間期間」に改め、同条第十一項中「又は同条第十七号の二に規定する連結個別資本金額の額」を削り、同条第十三項中「(次項において「連結申告法人」という。)、及び次項」及び「次項において「雇用安定控除調整率」という。)」を削り、同条第十四項を削り、同条第十五項中「前二項」を「前項」に、「第十三項中「比較雇用者給与等支給額を控除した」とあるのは」を「同項中「比較雇用者給与等支給額を控除した」とあるのは」に、「第十五項」を「次項」に改め、及び次項」に「次項において同じ」及び「前項中「比較雇用者給与等支給額を控除した」とあるのは」比較雇用者給与等支給額を控除した金額に、第七十二條の十五第一項に規定する各事業年度の報酬給与額及び各事業年度において労働者派遣又は船員派遣の対価として当該労働者派遣又は当該船員派遣の役務の提供を受けた者から支払を受ける金額(当該事業年度終了の日の属する連結事業年度の法人税の連結所得の計算上益金の額に算入されるものに限る。に)の百分の七十五の割合を乗じて得た金額(当該金額が当該労働者派遣に係る派遣労働者又は当該船員派遣に係る派遣船員に係る同項に規定する合計額を超える場合には、当該合計額)の合計額で除して計算した割合を乗じて計算した」とを削り、同項を同条第十四項とし、同条第十六項中「及び第十四項」を削り、「これら」を「同項」に、「第十六項」を「第十五項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十七項中「及び第十四項」「これら」の規定を「及び」又は第十四項」を削り、「これら」を「第十三項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十八項を第十七項とし、第十九項から第二十二項までを一項ずつ繰り上げる。

附則第九條の二の二第一項中「又は同法第二百一十一條第一項の承認を受けていない法人で同法第二條第十六号に規定する連結申告法人に該当するもの」を削る。

附則第三十五條の三の二第一項中「という。又は」を「という。」に、「に基づき」を「又は同項第六号に規定する特定非課税累積投資契約(以下この条において「特定非課税累積投資契約」という。))に基づき」に改め、同条第二項中「という。又は」を「という。」に、「から」を「同条第五項第七号に規定する特定累積投資勘定(以下この項及び第五項において「特定累積投資勘定」という。))又は同条第五項第八号に規定する特定非課税管理勘定(以下この項及び第五項において「特定非課税管理勘定」という。))から」に、「又は非課税累積投資契約」を「非課税累積投資契約又は特定非課税累積投資契約」に、「又は累積投資勘定」を「累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税累積投資契約」に改め、同条第四項中「又は非課税累積投資契約」を「非課税累積投資契約又は特定非課税累積投資契約」に改め、同条第五項中「又は累積投資勘定」を「累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に、「又は非課税累積投資契約」を「非課税累積投資契約、特定累積投資勘定又は特定非課税累積投資契約」に改める。

附則第四十一條第二項中「第七十二條の十三第六項、第二十項、第二十一項、第二十四項、第二十五項及び第二十七項」を「第七十二條の十三第五項(第一号、第三号、第四号及び第六号に係る部分に限る。)、第六項及び第八項(第二号に係る部分に限る。))に、「第十二項」を「第十一項」に改め、同条第四項中「第二項第四号、第五十三條第十九項を「第二項(第三号に係る部分に限る。))、第五十三條第三十一項」に、「第三項第四号、第三百二十一条の八第十九項」を「第三項(第三号に係る部分に限る。)、第三百二十一条の八第三十一項」に改める。

地方税法等の一部を改正する法律の一部改正

第三條 地方税法等の一部を改正する法律(平成三十一年法律第二号)の一部を次のように改正する。 第三條のうち、地方税法第二十四條の五第一項第二号の改正規定、同法第四十五條の二第一項第八号を同項第九号とし、同項第七号の次に一号を加える改正規定、同法第二百九十五條第一項第二号の改正規定及び同法第三百七十七條の二第一項第八号を同項第九号とし、同項第七号の次に一号を加える改正規定を削り、同法附則第十二條の三に一項を加える改正規定及び同法附則第三十條に一項を加える改正規定中「平成三十三年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで」を「令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで」に、「平成三十四年度分」を「令和四年度分」に、「平成三十四年四月一日から平成三十五年三月三十一日まで」を「令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで」に、「平成三十五年度分」を「令和五年度分」に改める。

附則第一條第一号中「平成三十一年六月一日」を「令和元年六月一日」に改め、同条第二号中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改め、同条第三号中「平成三十二年一月一日」を「令和二年一月一日」に改め、同条第四号中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改め、同条第五号を次のように改める。

五 削除

附則第一條第六号中「平成三十三年四月一日」を「令和三年四月一日」に改め、同条第七号中「平成三十四年一月一日」を「令和四年一月一日」に改め、同条第八号中「平成三十四年四月一日」を「令和四年四月一日」に改め、同条第九号中「平成四十六年四月一日」を「令和十六年四月一日」に改め、同条第十号中「平成四十七年四月一日」を「令和十七年四月一日」に改める。

附則第二條第一項中「平成三十一年度分」を「令和元年度」に改め、同条第二項中「平成三十二年度分」を「令和二年度分」に改め、同項の表中「平成三十一年六月一日」を「令和元年六月一日」に改め、同条第七項中「平成三十一年十二月三十一日」を「令和元年十二月三十一日」に、「平成三十一年六月一日」を「令和元年六月一日」に、「同一年一月一日から同年五月三十一日まで」を「平成三十一年一月一日から令和元年五月三十一日まで」に改める。

附則第三條第一項中「三十二年新法」を「二年新法」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第二項及び第三項中「三十二年新法」を「二年新法」に改め、同条第四項中「三十二年新法」を「二年新法」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第四條を次のように改める。

第四條 削除

附則第六條第一項中「三十一年十月新法」を「元年十月新法」に改める。

附則第十條第一項中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第十一條第一項中「三十一年十月新法」を「元年十月新法」に改め、同条第二項及び第三項中「平成三十三年四月一日」を「令和三年四月一日」に改め、同条第四項中「三十一年十月新法」を「元年十月新法」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同条第五項から第七項までの規定中「三十一年十月新法」を「元年十月新法」に改める。

附則第十二條第一項中「平成三十四年度」を「令和四年度」に、「平成三十三年度分」を「令和三年度分」に改め、同条第二項中「平成三十三年度」を「令和三年度」に、「平成三十二年度分」を「令和二年度分」に改める。

附則第二十七條の四の二の見出し及び同条第一項中「平成三十二年度まで」を「令和二年度まで」に改め、同項第二号中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改め、同号イ中「についで」の下に「令和二年改正前の地方税法」を加え、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同号ロ中「平成三十一年度分の固定資産税について」を「令和元年度分の固定資産税について」と改め、同項第三号中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改め、同項第三号中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同号イ中「平成三十二年度分」を「令和元年度分」に改め、「同年度分の固定資産税について」の下に「令和二年改正前の地方税法」を加え、「平成三十二年度分の固定資産税について第三十條の三」を「令和元年度分の固定資産税について第三十條の三」に改め、同条第二項の表附則第十八條第六項第三号イの項中「平成三十二年度分」を「令和元年度分」に改め、同表附則第十八條第六項第三号ロの項中「平成三十二年度分」を「令和元年度分」に改め、同表附則第十八條第六項第三号ハの項中「平成三十二年度分」を「令和元年度分」に改め、同表附則第二十五條の三第二項第三号ロの項中「平成三十二年度分」を「令和元年度分」に改め、同表附則第二十五條の三第四項第三号ロの項中「平成三十二年度類似特定用途宅地等が平成三十一年度分」を「令和元年度類似特定用途宅地等が令和元年度分」に改める。

附則第二十七條の五第一項、第三項及び第四項中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改める。
附則第二十八條第一項中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同条第四項中「平成三十二年度分又は平成三十二年度分」を「令和元年度分又は令和二年度分」に改める。
附則第二十九條の八の二中「平成三十一年十月一日から平成三十二年九月三十日まで」を「令和元十月一日から令和二年九月三十日まで」に改める。

附則第三十條第二項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に、「平成三十二年度分」を「令和二年度分」に、「平成三十二年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで」を「令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで」に、「平成三十三年度分」を「令和三年度分」に改め、同条第三項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に、「平成三十二年度分」を「令和二年度分」に、「平成三十二年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで」を「令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで」に、「平成三十三年度分」を「令和三年度分」に改め、同項第一号中「平成三十二年基準エネルギー消費効率」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改め、同条第四項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に、「平成三十二年度分」を「令和二年度分」に、「平成三十二年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで」を「令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで」に、「平成三十三年度分」を「令和三年度分」に改め、同項第一号中「平成三十二年基準エネルギー消費効率」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改める。

附則第三十一條の三第一項中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同条第二項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。
附則第三十二條及び第三十三條の二第一項中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。
附則第三十三條の二第三項第一号及び第七項第一号中「第十一号ロ、第十二号」を「第十一号イ(2)、第十二号ロ」に、「第三項及び第十項」を「及び第九項」に改める。
附則第三十三條の三第三項第一号中「第十一号ロ、第十二号」を「第十一号イ(2)、第十二号ロ」に、「第三項及び第十項」を「及び第九項」に改め、同条第四項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同条第七項第一号中「第十一号ロ、第十二号」を「第十一号イ(2)、第十二号ロ」に、「第三項及び第十項」を「及び第九項」に改め、同条第八項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

附則第三十四條第一項中「第三十五條の二第一項」の下に、「第三十五條の三第一項」を加え、同条第三項第一号中「第十一号ロ、第十二号」を「第十一号イ(2)、第十二号ロ」に、「第三項及び第十項」を「及び第九項」に改め、同条第四項中「第三十五條の二第一項」の下に、「第三十五條の三第一項」を加え、同条第六項第一号中「第十一号ロ、第十二号」を「第十一号イ(2)、第十二号ロ」に、「第三項及び第十項」を「及び第九項」に改める。
附則第三十四條の二第二項中「平成五年度」に改め、同条第二項中「平成三十二年度」を「令和五年年度」に改め、同条第三項中「第三十五條の三」に改め、同条第四項中「平成三十二年度」を「令和五年年度」に改め、同条第五項中「平成三十二年度」を「令和五年年度」に改め、同条第六項中「第三十五條の二」を「第三十五條の三」に改め、同条第七項中「第三十一條の二第二項第十二号から第十四号まで」を「第三十一條の二第二項第十三号及び第十四号」に、「同項第十二号」を「同項第十三号」に改め、同条第九項中「第三十一條の二第二項第十二号」を「第三十一條の二第二項第十三号」に、「同項第十二号」を「同項第十三号」に改め、同条第十項中「第三十一條の二第二項第十二号」を「第三十一條の二第二項第十三号」に改める。
附則第三十四條の三の三第三項及び第八項中「前年十二月三十一日」の下に「又は令和五年十二月三十一日のいずれか早い日」を加える。
附則第三十五條の四第二項第一号及び第五項第一号中「第十一号ロ、第十二号」を「第十一号イ(2)、第十二号ロ」に、「第三項及び第十項」を「及び第九項」に改める。
附則第三十六條第一項中「第三十五條の二第一項」の下に、「第三十五條の三第一項」を加える。
附則第四十一條第三項中「附則第十五條第二十三項」を「附則第十五條第二十一項」に改める。
附則第四十四條の二第二項の表附則第三十四條の二第二項の項、同条第三項の表附則第三十四條の二第三項の項、同条第六項の表附則第三十四條の二第六項の項及び同条第八項の表附則第三十四條の二第六項の二、第三十五條の三に改める。
附則第四十四條の三第二項及び第四項中「第三十一條の二第二項第十二号」を「第三十一條の二第二項第十三号」に改める。
附則第四十五條第三項及び第六項中「平成三十三年」を「令和三年」に改める。
附則第五十一條第一項から第三項まで、第五十一條の二及び第五十三條の二第一項から第三項までの規定中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。
附則第五十四條第一項第一号中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に、「平成三十二年度分及び平成三十二年度分」を「令和元年度分及び令和二年度分」に改め、同項第二号中「平成三十二年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで」を「令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで」に、「平成三十二年度分及び平成三十三年度分」を「令和二年度分及び令和三年度分」に改める。
附則第五十六條第一項から第四項までの規定中「平成三十三年度」を「令和三年度」に改め、同条第六項中「第三百四十三條第六項」を「第三百四十三條第七項」に、「平成三十三年度」を「令和三年度」に改め、同条第七項から第九項までの規定中「平成三十三年度」を「令和三年度」に改め、同条第十三條第六項を「第三百四十三條第七項」に改め、同条第十項及び第十一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第十二項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に、「第二十九項」を「第二十六項」に改め、同条第十五項中「第二十九項」を「第二十六項」に改める。

第六百九十七條の次に次の一条を加える。
 (国税徴収法の例による市町村法定外普通税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)
 第六百九十七條の二 第六百九十五條第六項の場合において、国税徴収法第九十九條の二(同法第九十九條第四項において準用する場合を含む。)の規定の例により市町村長に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
 第七百條の六十八の次に次の一条を加える。

(国税徴収法の例による狩猟税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)
 第七百條の六十八の二 第七百條の六十六第六項の場合において、国税徴収法第九十九條の二(同法第九十九條第四項において準用する場合を含む。)の規定の例により道府県知事に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
 第七百一條の二十一から第七百一條の二十九までを次のように改める。
 (国税徴収法の例による入湯税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)
 第七百一條の二十一 第七百一條の十八第六項の場合において、国税徴収法第九十九條の二(同法第九十九條第四項において準用する場合を含む。)の規定の例により市町村長に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
 第七百一條の二十二から第七百一條の二十九まで 削除

第七百一條の六十八から第七百一條の七十二までを次のように改める。
 (国税徴収法の例による事業所税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)
 第七百一條の六十八 第七百一條の六十五第六項の場合において、国税徴収法第九十九條の二(同法第九十九條第四項において準用する場合を含む。)の規定の例により指定都市等の長に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
 第七百一條の六十九から第七百一條の七十二まで 削除

第七百二條第二項中「第三百四十九條の第三十項から第三十二項まで、第三十三項、第三十四項、第三十五項、第三十六項、第三十七項、第三十八項、第三十九項、第四十項、第四十一項、第四十二項、第四十三項、第四十四項、第四十五項、第四十六項、第四十七項、第四十八項、第四十九項、第五十項、第五十一項、第五十二項、第五十三項、第五十四項、第五十五項、第五十六項、第五十七項、第五十八項、第五十九項、第六十項、第六十一項、第六十二項、第六十三項、第六十四項、第六十五項、第六十六項、第六十七項、第六十八項、第六十九項、第七十項、第七十一項、第七十二項、第七十三項、第七十四項、第七十五項、第七十六項、第七十七項、第七十八項、第七十九項、第八十項、第八十一項、第八十二項、第八十三項、第八十四項、第八十五項、第八十六項、第八十七項、第八十八項、第八十九項、第九十項、第九十一項、第九十二項、第九十三項、第九十四項、第九十五項、第九十六項、第九十七項、第九十八項、第九十九項、第一百項、第一百零一項、第一百零二項、第一百零三項、第一百零四項、第一百零五項、第一百零六項、第一百零七項、第一百零八項、第一百零九項、第一百一十項、第一百一十一項、第一百一十二項、第一百一十三項、第一百一十四項、第一百一十五項、第一百一十六項、第一百一十七項、第一百一十八項、第一百一十九項、第一百二十項、第一百二十一項、第一百二十二項、第一百二十三項、第一百二十四項、第一百二十五項、第一百二十六項、第一百二十七項、第一百二十八項、第一百二十九項、第一百三十項、第三十二項又は第三十三項」に、「第八項及び第九項」を「第九項及び第十項」に改める。

第七百二條の八第八項中「及び第三百七十五條」を「から第三百七十六條まで」に改める。
 第四章第七節中第七百三十條の次に次の一条を加える。
 (国税徴収法の例による水利地益税等に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)
 第七百三十條の二 第七百二十八條第七項の場合において、国税徴収法第九十九條の二(同法第九十九條第四項において準用する場合を含む。)の規定の例により地方団体の長に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
 第七百三十三條の二十六の次に次の一条を加える。

(国税徴収法の例による法定外目的税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)
 第七百三十三條の二十六の二 第七百三十三條の二十四第六項の場合において、国税徴収法第九十九條の二(同法第九十九條第四項において準用する場合を含む。)の規定の例により地方団体の長に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七百三十四條第四項中「第七十二條の二十四の七第七項」を「第七十二條の二十四の七第八項」に、「第三項」を「第四項」に改める。
 第七百四十五條第一項中「第三百七十五條」を「第三百七十六條」に改める。

附則第三條の二第一項中「特例基準割合(当該年の前年に)を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(に)の規定により告示された割合)」に規定する平均貸付割合をいう。次項から第四項までにおいて同じ。」に、「この条において同じ」を「この項及び第五項において同じ」に改め、「以

下この条において「特例基準割合適用年」という。)を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改め、同条第二項中「特例基準割合適用年」を「各年の平均貸付割合に年〇・五パーセントの割合を加算した割合が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合」とを「当該加算した割合」とに改め、同条第三項中「であつて特例基準割合適用年に含まれる期間(以下この項において「軽減対象期間」という。)がある場合には、当該軽減対象期間を」とを含む年の猶予特例基準割合(平均貸付割合に年〇・五パーセントの割合を加算した割合をいう。)が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、当該期間であつてその年に含まれる期間」に、「特例基準割合(附則第三條の二第一項に規定する特例基準割合)を「猶予特例基準割合(附則第三條の二第三項に規定する猶予特例基準割合)に改め、同条第四項中「特例基準割合が」を「還付加算金特例基準割合(平均貸付割合に年〇・五パーセントの割合を加算した割合をいう。)が」に、「附則第三條の二第一項」を「附則第三條の二第四項」に、「特例基準割合」を「還付加算金特例基準割合」に改め、同条第五項中「前各項」を「第一項から第四項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一条を加える。

5 前各項のいずれかの規定の適用がある場合における延滞金及び還付加算金の額の計算において、前各項に規定する加算した割合(延滞金特例基準割合を除く。)が年〇・一パーセント未満の割合であるときは年〇・一パーセントの割合とする。
 附則第四條第一項第一号中「平成三十一年十二月三十一日」を「令和三年十二月三十一日」に改め、同条第七項第一号及び第十三項第一号中「第十一号口、第十二号」を「第十一号イ(2)、第十二号ロ」に、「第三項及び第十項」を「及び第九項」に改める。
 附則第四條の二第一項第一号中「平成三十一年十二月三十一日」を「令和三年十二月三十一日」に改め、同条第七項第一号及び第十三項第一号中「第十一号ロ、第十二号」を「第十一号イ(2)、第十二号ロ」に、「第三項及び第十項」を「及び第九項」に改める。

附則第四條の四第一項中「平成三十四年度」を「令和四年度」に、「第四十一條の十七の二第一項」を「第四十一條の十七第一項」に、「平成三十三年」を「令和三年」に、「同条第七項」を「同条第六項」に改め、同条第三項中「平成三十四年度」を「令和四年度」に、「平成三十三年」を「令和三年」に、「第四十一條の十七の二第二項」を「第四十一條の十七第一項」に、「同条第七項」を「同条第六項」に改める。

附則第五條の四の二第一項中「平成四十五年度」を「令和十五年度」に、「平成三十三年」を「令和三年」に改め、同条第三項中「平成三十三年」を「令和三年」に改め、同条第五項中「平成四十五年度」を「令和十五年度」に、「平成三十三年」を「令和三年」に改め、同条第七項中「平成三十三年」を「令和三年」に改める。
 附則第五條の六中「平成五十年度」を「令和二十年度」に改める。
 附則第六條第一項及び第四項中「平成三十三年度」を「令和六年度」に改める。
 附則第七條の三中「平成五十年度」を「令和二十年度」に改める。
 附則第七條の六第一項中「平成三十二年」を「令和二年」に、「平成三十二年十二月三十一日」を「令和二年十二月三十一日」に改める。

附則第八條第二項及び第四項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第九項中「第四十二條の十二第二項第一号」を「第四十二條の十二第五項第一号」に改め、同条第十項中「第六十八條の十五の二第二項第一号」を「第六十八條の十五の二第五項第一号」に改め、同条第十一項から第十四項までの規定中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第十五項中「第四十二條の十二の六第二項」を「第四十二條の十二の五の二第二項」に、「第四十二條の十二の六」を「第四十二條の十二の五の二」に改め、同条第十六項中「第六十八條の十五の七第二項」を「第六十八條の十五の六の二第二項」に、「第六十八條の十五の七」を「第六十八條の十五の六の二」に改める。

第三百四十九条の三の見出し中「変電又は送電施設等に対する」を削り、同条第一項を削り、同条第二項中の「三分の一の」を「償却資産課税台帳に登録された賦課期日における価格をいう。以下この条において同じ。」の三分の一の」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「法人が」の下に「国の補助金又は交付金で政令で定めるものの交付を受けて」を加え、同項を同条第三項とし、同条第五項を第四項とし、第六項から第八項までを一項ずつ繰り上げ、同条第九項中「同条第八項」を「同条第九項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項を同条第九項とし、同条第十一項を同条第十項とし、同条第十二項を同条第十一項とし、同条第十三項中「第二項」を「第一項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十四項中「第二項又は第二十五項」を「第一項又は第二十四項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十五項中「第二項本文」を「第一項本文」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十六項を同条第十五項とし、同条第十七項を同条第十六項とし、同条第十八項を同条第十七項とし、同条第十九項中「以下」旧日本国有鉄道清算事業団法」という。及び「以下」旧日本国有鉄道清算事業団」という。を削り、「第二項、第十五項又は第二十五項」を「第一項、第十四項又は第二十四項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第二十項を第十九項とし、第二十一項から第三十四項までを一項ずつ繰り上げる。

第三百四十九条の三の二第一項中「第十二項を」を「第十一項を」に、「前条第十二項」を「前条第十一項」に改め、同条第二項中「前条第十二項」を「前条第十一項」に改める。
第三百四十九条の三の三第三項及び第四項並びに第三百五十二条の二第四項及び第七項中「第三百四十三條第六項」を「第三百四十三條第七項」に、「登録されている」を「登録がされている」に改める。
第三百七十六條から第三百七十九條までを次のように改める。
第三百七十六條から第三百七十九條までを次のように改める。
(国税徴収法の例による固定資産税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)
第三百七十六條 第三百七十三條第七項の場合において、国税徴収法第九十九條の二(同法第九十九條第四項において準用する場合を含む。)の規定の例により市町村長に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三百八十一條第一項及び第三項中「及び同条第四項」を「第四項及び第五項」に改め、同条第五項中「第三百四十三條第八項及び第九項」を「第三百四十三條第九項及び第十項」に改め、同条第八項中「第三百四十三條第六項」を「第三百四十三條第七項」に、「においては」を「において」に改める。
第三百八十四條の二の次に次の一条を加える。
第三百八十四條の三 市町村長は、その市町村内の土地又は家屋について、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該土地又は家屋を所有している者(以下この条及び第三百八十六條において「現所有者」という。)に、当該市町村の条例で定めるところにより、現所有者であることを知つた日の翌日から三月を経過した日以後の日までに、当該現所有者の住所及び氏名又は名称その他固定資産税の賦課徴収に關し必要な事項を申告させることができる。
第三百八十五條第一項中「前三條」を「第三百八十三條から前条まで」に、「によつて」を「により」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に、「外、を」を「ほか」に改める。
第三百八十六條中「第三百四十三條第八項及び第九項」を「第三百四十三條第九項及び第十項」に、「にあつては」を「には」に、「によつて所有者」を「により所有者」に、「又は」を「若しくは」に、「によつて申告すべき」を「により」に改め、又は現所有者が第三百八十四條の三の規定により申告すべき「に」において「を」に「は」に改める。

第四百五十一條第一項第一号口及び第四項の表第一項第一号口の項中「平成三十二年基準エネルギー消費効率」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改める。
第四百六十三條の十から第四百六十三條の十四までを次のように改める。
(国税徴収法の例による環境性能割に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)
第四百六十三條の十 第四百六十三條の七第六項の場合において、国税徴収法第九十九條の二(同法第九十九條第四項において準用する場合を含む。)の規定の例により市町村長に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
第四百六十三條の十一から第四百六十三條の十四まで 削除
第三章第三節第三款第三目中第四百六十三條の二十九の次に次の一条を加える。
(国税徴収法の例による種別割に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)
第四百六十三條の三十 第四百六十三條の二十七第六項の場合において、国税徴収法第九十九條の二(同法第九十九條第四項において準用する場合を含む。)の規定の例により市町村長に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
第四百六十七條第二項に次のただし書を加える。
ただし、一本当たりの重量が〇・七グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの一本をもつて紙巻たばこの〇・七本に換算するものとする。
第四百六十九條第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の」を「第一項(第三号又は第四号に係る部分に限る。の)」に、「同項各号」を「同項第三号又は第四号」に、「前項各号」を「第一項第三号又は第四号」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
2 前項(第一号又は第二号に係る部分に限る。)の規定は、卸売販売業者等が、同項第一号又は第二号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第四百七十三條第一項又は第二項の規定による申告書に前項(第一号又は第二号に係る部分に限る。)の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、総務省令で定めるところにより当該製造たばこの売渡し又は消費等が同項第一号又は第二号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等に該当することを証するに足りる書類を保存している場合に限り、適用する。
第四百七十三條第一項中「第四百六十九條第二項」を「第四百六十九條第三項」に改める。
第四百八十五條の六から第四百八十五條の十二までを次のように改める。
(国税徴収法の例によるたばこ税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)
第四百八十五條の六 第四百八十五條の三第六項の場合において、国税徴収法第九十九條の二(同法第九十九條第四項において準用する場合を含む。)の規定の例により市町村長に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
第四百八十五條の七から第四百八十五條の十二まで 削除
第五百四十四條から第五百五十五條までを次のように改める。
(国税徴収法の例による鉱産税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)
第五百四十四條 第五百四十一條第六項の場合において、国税徴収法第九十九條の二(同法第九十九條第四項において準用する場合を含む。)の規定の例により市町村長に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
第五百四十五條から第五百五十五條まで 削除
第五百五十五條から第五百五十七條までを次のように改める。
第五百五十六條から第六百二十條までを次のように改める。
(国税徴収法の例による特別土地保有税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)
第六百十六條 第六百十三條第六項の場合において、国税徴収法第九十九條の二(同法第九十九條第四項において準用する場合を含む。)の規定の例により市町村長に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
第六百十七條から第六百二十條まで 削除

第二百八十八條及び第二百八十九條を次のように改める。
 (国税徴収法の例による道府県法外普通通税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)
 第二百八十八條 第二百八十五條第六項の場合において、国税徴収法第九十九條の二(同法第九十九條第四項において準用する場合を含む。)の規定の例により道府県知事に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
 第二百八十九條 削除

第二百九十二條第一項第四号イ中「第四十二條の十(第一項、第三項から第五項まで及び第八項)を「第四十二條の十(第一項、第三項、第四項及び第七項)に、「第四十二條の十二の六」を「第四十二條の十二の五の二」に、「第六十六條の七(第三項、第六項及び第十項から第十三項まで)を「第六十六條の七(第三項、第七項及び第十一項から第十四項まで)に改め、同号ロ中「第四十二條の十(第一項、第三項から第五項まで及び第八項)を「第四十二條の十(第一項、第三項、第四項及び第七項)に、「第四十二條の十二の六」を「第四十二條の十二の五の二」に改め、同項第四号の三イ及びロ中「第六十八條の十五の七」を「第六十八條の十五の六の二」に改め、同項第十一号中「次に掲げる者」の下に「でひとり親に該当しないもの」を加え、同号イを次のように改める。
 イ 夫と離婚した後婚姻をしていない者のうち、次に掲げる要件を満たすもの
 (1) 扶養親族を有すること。
 (2) 前年の合計所得金額が五百万円以下であること。
 (3) その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者として総務省令で定めるものがいないこと。

第二百九十二條第一項第一号ロ中「イに掲げる者のほか、」を削り、「前年の合計所得金額が五百万円以下である」を「イ(2)及び(3)に掲げる要件を満たす」に改め、同項第十二号を次のように改める。
 十二 ひとり親 現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者で政令で定めるもののうち、次に掲げる要件を満たすものをいう。
 イ その者と生計を一にする子で政令で定めるものを有すること。
 ロ 前年の合計所得金額が五百万円以下であること。
 ハ その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者として総務省令で定めるものがいないこと。

第二百九十二條第一項第十二号の二を削る。
 第二百九十五條第一項第二号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。
 第二百九十四條第一項第五号イ中「第八項第一号イ」を「第七項第一号イ」に、「第八項」を「第七項」に改め、同号ロ中「第八項第二号」を「第七項第二号」に改め、同項第六号中「第四項及び第九項」を「第三項及び第八項」に改め、同項第八号中「又は寡夫」を削り、同号の次に次の一号を加える。

八の二 ひとり親である所得割の納税義務者 三十万円
 第三百十四條の二第一項第十一号中「第九項」を「第八項」に、「第五項」を「第四項」に改め、同条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、同条第七項中「第四項」を「第三項」に改め、「及び第三項」を削り、「寡婦(寡夫) 控除額」と、「第一項第九号」を「寡婦控除額」と、同項第八号の二の規定により控除すべき金額をひとり親控除額と、同項第九号に、「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項中「第四項又は第五項」を「又は第四項」に改め、「第三項の規定に該当する寡婦若しくはその他の」を削り、「寡夫」を「ひとり親」に、「第四項」を「第三項」に、「第五項」を「第四項」に改め、同項ただし書中「親族(扶養親族を除く。)」を「子」に、「その親族」を「当該子」に、「第二百九十二條第一項第一号イ又は第十二号」を「第二百九十二條第一項第十二号イ」に、「親族」を「子」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項を同条第九項とし、同条第十一項を同条第十項とし、同条第十二項中「寡婦(寡夫) 控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項を同条第十二項とする。

第三百十四條の六第一号イの表(3)の項中「寡夫」を「ひとり親で政令で定めるもの」に改め、「(4)に掲げる者を除く。」を削り、同表(4)の項中「第二百九十二條第一項第十一号に規定する寡婦のうち同号イに該当する者で、扶養親族である子を有し、かつ、前年の合計所得金額が五百万円以下」を「ひとり親で政令で定めるもの」に改める。
 第三百十七條の二第一項ただし書中「第三百十四條の二第五項」を「第三百十四條の二第四項」に改め、同項第五号中「寡婦(寡夫) 控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に改める。
 第三百十七條の三の二の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第一項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とする。
 第三百十七條の三の三の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第一項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とする。
 第三百二十一條の八第二十四項中「第六十六條の七第四項及び第十項」を「第六十六條の七第五項及び第七項」に、「同法第六十六條の七第四項」を「同法第六十六條の七第五項」に、「第六十六條の七第四項に規定する法人税の額及び同条第十項」を「第六十六條の七第五項に規定する法人税の額及び同条第十一項」に改める。
 第三百二十四條から第三百四十條までを次のように改める。
 (国税徴収法の例による市町村民税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)
 第三百三十四條 第三百三十一條第六項の場合において、国税徴収法第九十九條の二(同法第九十九條第四項において準用する場合を含む。)の規定の例により市町村長に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
 (個人の道府県民税に係る督促、滞納処分等)
 第三百三十五條 市町村は、個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金について督促状を発し、滞納処分をし、及び交付要求をする場合には、この法律に特別の定めがある場合を除くほか、当該個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金について併せて督促状を発し、滞納処分をし、及び交付要求をするものとする。
 第三百三十六條から第三百四十條まで 削除
 第三百四十三條第二項中「登録されている」を「登録がされている」に改め、同条第四項中「」によつて」を「」により」に、「」においては」を「」には」に改め、「これを」を削り、同項に後段として次のように加える。
 この場合において、当該市町村は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。
 第三百四十三條第九項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「」によつて」を「」により」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「」によつて」を「」により」に、「」においては」を「」には」に、「登録されている」を「登録がされている」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「」によつて」を「」により」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一号を加える。
 5 市町村は、相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法により探索を行つてもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合(前項に規定する場合を除く。)には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、当該市町村は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。
 第三百四十八條第二項第三十五号中「第三百四十九條の三第十九項」を「第三百四十九條の三第十八項」に改め、同項第三十六号中「第三百四十九條の三第二十二項」を「第三百四十九條の三第二十一項」に改め、同条第四項中「第三百四十九條の三第二十四項」を「第三百四十九條の三第二十三項」に改める。

参考

(抜粋)

地方税法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和二年三月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第五号

地方税法等の一部を改正する法律

(地方税法の一部改正)

第一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。
 目次中「第七十三条の三十八」を「第七十三条の三十九」に、「第七十四条の二十九」を「第七十四条の三十」に、「第七十七条の二十三」を「第七十七条の二十四」に、「第四百六十三条の二十九」を「第四百六十三条の三十」に、「第四百六十三条の三十」を「第四百六十三条の三十一」に、「第七百三十三條」を「第七百三十四條」に改める。
 第十四条の九第二項第二号及び第十六条の四第十二項中「資本割」の下に「又は収入割」を加える。

第十七条の五第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 第一項の規定により決定をすることができないこととなる日前三月以内にされた申告納付又は申告納入に係る地方税の申告書の提出に伴って行われることとなる不申告加算金(第七十一条の十四第五項、第七十一条の三十五第六項、第七十一条の五十五第六項、第七十二条の四十六第五項(第一号に係る部分に限る。)、第七十四条の二十三第五項、第九十条第五項、第四百四十四條の四十七第五項、第七百七十一条第五項、第二百七十八條第五項、第三百二十八條の十一第五項、第四百六十三條の三第五項、第四百八十三條第五項、第五百三十六條第五項、第六百九十九條第五項、第六百八十八條第五項、第七百一十一條の十二第五項、第七百一十一條の六十一第五項、第七百二十一條第五項又は第七百三十三條の十八第六項の規定の適用があるものに限る。)については、第一項の規定にかかわらず、当該申告書の提出があつた日から三月を経過する日まで、することができる。

第十八条第一項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 第十八条の五第六項の規定の適用がある不申告加算金 同項の規定があつた日
 第二十条の十一の見出し中「官公署等」を「事業者等」に改め、同条中「官公署又は政府関係機関」を「事業者(特別の法律により設立された法人を含む。又は官公署)」に改める。

第二十三条第一項第四号イ中「第四十二条の十(第一項、第三項から第五項まで及び第八項)を「第四十二条の十(第一項、第三項、第四項及び第七項)に、「第四十二条の十二の六」を「第四十二条の十二の五の二」に、「第六十六條の七(第三項、第六項及び第十項から第十三項まで)を「第六十六條の七(第三項、第七項及び第十一項から第十四項まで)に改め、同号口中「第四十二条の十(第一項、第三項から第五項まで及び第八項)を「第四十二条の十(第一項、第三項、第四項及び第七項)に、「第四十二条の十二の六」を「第四十二条の十二の五の二」に改め、同項第四号の三イ及びロ中「第六十八條の十五の七」を「第六十八條の十五の六の二」に改め、同項第十一号中「次に掲げる者」の下に「ひとり親に該当しないもの」を加え、同号イを次のように改める。

- イ 夫と離婚した後婚姻をしていない者のうち、次に掲げる要件を満たすもの
- (1) 扶養親族を有すること。
- (2) 前年の合計所得金額が五百万円以下であること。
- (3) その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者として総務省令で定めるものがないこと。

第二十三条第一項第十一号ロ中「イに掲げる者のほか」を削り、「前年の合計所得金額が五百万円以下である」を「イ(2)及び(3)に掲げる要件を満たす」に改め、同項第十二号を次のように改める。
 十二 ひとり親 現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者で政令で定めるもののうち、次に掲げる要件を満たすものをいう。

イ その者と生計を一にする子で政令で定めるものを有すること。

ロ 前年の合計所得金額が五百万円以下であること。

ハ その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者として総務省令で定めるものがないこと。

第二十三条第一項第十二号の二を削る。

第二十四条の五第一項第二号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第二十七条第二項中「第五十条第五項」を「第五十条第六項」に改める。

第三十四条第一項第五号イ中「第八項第一号イ」を「第七項第一号イ」に、「第八項」を「第七項」に改め、同号ロ中「第八項第二号」を「第七項第二号」に改め、同項第六号中「第四項及び第九項」を「第三項及び第八項」に改め、同項第八号中「又は寡夫」を削り、同号の次に次の一号を加える。

ハの二 ひとり親である所得割の納税義務者 三十万円

第三十四条第一項第一号中「第九項」を「第八項」に、「第五項」を「第四項」に改め、同条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、同条第七項中「第四項」を「第三項」に改め、及び第三項を削り、「寡婦(寡夫) 控除額と、第一項第九号」を「寡婦控除額と、同項第八号の二の規定により控除すべき金額をひとり親控除額と、同項第九号」に、「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項中「第四項又は第五項」を「又は第四項」に改め、「第三項の規定に該当する寡婦若しくはその他の」を削り、「寡夫」を「ひとり親」に、「第四項の」を「第三項の」に、「第五項」を「第四項」に改め、同項ただし書中「親族(扶養親族を除く。)」を「子」に、「その親族」を「当該子」に、「第二十三條第一項第一号イ又は第十二号」を「第二十三條第一項第十二号イ」に、「親族」を「子」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項を同条第九項とし、同条第十一項を同条第十項とし、同条第十二項中「寡婦(寡夫) 控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項を同条第十二項とする。

第三十七条第一号イの表(3)の項中「寡夫」を「ひとり親で政令で定めるもの」に改め、「(4)に掲げる者を除く。」を削り、同表(4)の項中「第二十三條第一項第十一号に規定する寡婦のうち同号イに該当する者で、扶養親族である子を有し、かつ、前年の合計所得金額が五百万円以下」を「ひとり親で政令で定めるもの」に改める。

第四十一条第二項中、「第三百三十二条並びに第三百三十三条」を「並びに第三百三十二条から第三百三十四条まで」に改める。

第四十五条の二第一項ただし書中「第三十四条第五項」を「第三十四条第四項」に改め、同項第五号中「寡婦(寡夫) 控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に改める。

第四十五条の三の二の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第一項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とする。

第四十五条の三の三の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第一項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とする。